

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月23日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

工事検査室 室長 参事 副参事
まちづくり戦略室 室長 参事 副参事

	を	「 工事検査室 室長 参事 まちづくり戦略室 室長 副参事 」
--	---	--

に、	「 秋田市民交流プラザ管理室 プラザ管理室長 副参事 」	を	「 秋田市民交 プラザ管 」
----	---------------------------------------	---	-------------------------

流プラザ管理室 理室長 参事 副参事	に、	「 秋田城跡歴史資料館 事務長 副参事 千秋美術館 副館長 事務長 副参事 赤れんが郷土館 」
-----------------------	----	---

」

事務長 副参事
民俗芸能伝承館
事務長 副参事

を

秋田城跡歴史資料館 事務長 参事 副参事
千秋美術館 事務長 副参事
赤れんが郷土館 事務長
民俗芸能伝承館 事務長

に、

市民サービスセンター 協働・分権統括監 所長 副所長 担当 課長 副参事
市民相談センター 所長 所長補佐

を

市民サービスセンター 協働・分権統括 課長 参事
市民相談センター 所長 参事

ンター 括監 所長 副所長 担当 副参事
一 所長補佐

に、

保健所 所長 次長 副理事 課長 担 参事 課長補佐 副参事

当課長

を

保健所 所長 理事 次長 副理事 課長 担当課 長 参事 課長補佐 副参事

に、

保育所

保育所

「 河辺保育所長 」 を 「 寺内保育所長 」

「
[] に、
」

公設地方卸売市場 市場長 卸売市場再整備担当部 副参事
園芸振興センター 所長
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所 所長 副参事

「
長 室長
[]
務所
」

を

ごみ処理施設建設準備室 室長 参事 副参事
公設地方卸売市場 市場長 卸売市場再整備担当部長 室長 参事 副参事
園芸振興センター 所長 副参事
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所 所長 参事 副参事

に改

め、同表教育委員会の項教育機関の項中

教育研究所 所長 副所長 副参事

「
[] を 「
教育研究所
所長 参事 副所長 副参事
」 に
」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。